委 託 業 務 仕 様 書

１　委託業務の目的

本事業は、関ケ原合戦 420 年の節目を迎える 2020 年に向け、国内外に高い知名度を誇る関ケ原古戦場を観光資源として磨き上げ、周遊観光の中核的な存在としていくため、「夜の古戦場」を活用した魅力を創出することで関ケ原古戦場のイメージアップを図り、観光誘客を促進することを目的に実施する。

２　委託業務名

平成 30 年度「関ケ原古戦場ナイトイベント」等運営等業務委託

３　委託業務期間

契約締結日から平成 30 年 8 月 31 日（金）まで

４ 業務の概要

（１）実施時期

平成 30 年 7 月 21 日（土）～29 日（日）（予定）

（２）実施場所

笹尾山周辺を中心とした古戦場一帯（予定）

（３）イベント内容

・光と音のステージショー
・スカイランタン
・史跡ライトアップ、ナイトウォーキング
・独自提案イベント

５　委託業務の内容

往時の雰囲気を残す史跡が点在する関ケ原古戦場の空間全体を光と音で彩り、以下（１）～（４）の企画を各々連動して実施することにより、関ケ原古戦場の新たな魅力を創出・発進すること。

（１）光と音のステージショー

〇実施期日

平成 30 年 7 月 21 日（土）19：30 ～（予定）

〇実施場所

晴天時：笹尾山周辺（予定）
雨天時：関ケ原ふれあいセンター大ホール（予定）

〇実施内容

・「夜の古戦場」を活用し、「関ケ原古戦場グランドデザイン」（平成 27 年 3 月岐阜県及び関ケ原町策定）に定める七つの物語を象徴する「関ケ原七武将※」をテーマとしたナイトステージを実施すること。

（※「関ケ原七武将」…関ケ原古戦場グランドデザインに定める「七つの物語」を象徴する七人の武将＝

徳川家康、石田三成、黒田長政、大谷吉継、福島正則、小早川秀秋、島津義弘。）

・歴史ファンのみではなく、新たな客層を集客できる集客力の高い内容を企画すること。なお、雨天時対応を含めた企画とすること。

○必須事項

・県が別に契約する総合演出プロデューサーと連携のうえ、関ケ原の戦いに命を懸けた武将の心のうちを、朗読と詠唱によりステージ上で表現するとともに、光の演出を加えること。また、県が指定する場所（関ケ原古戦場内の５箇所程度を想定している。）から花火の打上げを実施すること。

・実施にあたっては、行政機関、関係機関、周辺住民等の許可・承諾等を取った上で実施すること。

・朗読と詠唱には、県が指定する女優（１名）、音楽家（１名）を起用すること。また、ステージ演奏者は、当該プロデューサーが指定する者を起用すること。（出演者の報償費は、本イベントの業務委託費に含めることとし、金額については、受託後に県と協議すること。）

・当該プロデューサーの立てた演出プラン・構成に基づいて、演出的側面に配慮しながら会場レイアウトなどを計画すること。なお、照明・音響・舞台演出の実施責任者（各１名）は、当該プロデューサーが指定する者を起用すること。（照明・音響・舞台演出の実施責任者の報償費は、本イベントの業務委託費に含めることとし、金額については、受託後に県と協議すること。）

・イベントを進行する司会者を手配すること。

・ステージ装飾を含め、晴天時及び雨天時の会場設営を行うこと。設営にあたっては、県及び会場管理者等の指示の下、アンカーやウエイト等により安全対策を確実に施すこと。なお、晴天時の「観覧席※」については県が用意するので、設営及び撤去等を行うこと。

（※「観覧席」：（W6350mm×D1550mm×H1300mm）５基、（W6350mm×D2500mm×H2300mm）４基）

・ステージショーの観覧は無料とすること。

・来場者に対しアンケート調査を 200 件程度実施すること。アンケートの内容は県と協議の上決定する。また、アンケートの調査結果の集計及び分析を行うこと。

・本イベントは、複数年にわたるシリーズイベントとして、今後の定期的な開催可能性を検討するものであり、実施にあたっては、将来に向けて持続的な展開ができるビジョン、ストーリーを有すること。

（２）スカイランタン

○実施期日

平成 30 年 7 月 29 日（日）（予定）

※日の入りは 19:07 分のため、それにあわせた合わせた仕組みとすること。

○実施場所

笹尾山周辺（予定）

○実施内容

・スカイランタン※を活用した集客力の高い内容を企画すること。

（※「スカイランタン」…タイや中国のお祭りで打ち上げられる熱気球の一種。）

○必須事項

・情報科学芸術大学院大学（ＩＡＭＡＳ）の助言を受けつつ、業務を実施すること。
・灯りを灯したスカイランタンを天に放つことで、鎮魂の意を表現すること。
・会場設営を行うとともに、音響や映像等の演出を加えること。
・イベントを進行する司会者を手配すること。
・スカイランタンは、飛散しないよう防止対策を行い、イベント終了後、すべて回収を行うこと。
・実施にあたっては、行政機関、関係機関、周辺住民等の許可・承諾等を取った上で実施すること。
・雨天時は原則中止とするが、中止の判断は県が決定する。
・将来的にイベントの定期的な開催が可能な内容とすること。

（３）史跡ライトアップ、ナイトウォーキング

〇実施期日

平成 30 年 7 月 21 日（土）～29 日（日）（予定）

※日の入りは 19:07 分のため、それにあわせた合わせた仕組みとすること。

〇実施場所

笹尾山周辺を中心とした古戦場一帯（予定）

〇実施内容

・夜の関ケ原古戦場にふさわしいウォーキングイベントを開催すること。
・ウォーキングコース沿いの道路や史跡に光のイルミネーション等、装飾を行うこと。
・転倒防止対策を行う等、安全面に配慮の上実施すること。
・雨天時は原則中止とするが、中止の判断は県が決定する。
・将来的にイベントの定期的な開催が可能な内容とすること。

（４）独自提案イベント

〇実施時間

平成 30 年 7 月 21 日（土）～29 日（日）（予定）

〇実施内容

・本業務の目的を踏まえた上で、受託者の創意工夫を凝らした集客力の高いイベントを 2 案以上企画し実施すること。
・上記（１）～（３）のイベントの相乗効果を上げるような企画とすること。
・安全面に配慮の上、雨天時対応を含めた企画とすること。

（５）広報・ＰＲ業務

・本事業を広報するにあたっては、各種メディアへの取材依頼だけでなく、WEB、SNS 等オンラインメディアの活用等を通じて、効果的に情報を発信すること。
・イベント開催日の概ね一ヶ月前を目途に PR チラシ（A4 カラー4 色／40,000 部）、ポスター（B2 カラ―4 色／1500 枚）を製作し、県の指定する配布先に発送すること。
・その他、多くの集客が期待できる効果的な広報媒体で PR を行うこと。

（６）共通事項

上記（１）～（５）の実施に際し、特に定めるものを除き、企画、調整、事前告知、演出、運営、事後ＰＲ等、事業実施に関わる一切の業務を行うこと。その他具体的な留意事項は、以下のとおりとする。

・業務遂行に必要な警備員、駐車場スタッフ、場内整理員等、安全管理に必要なスタッフ等の人員は、全て受託者において確保の上、適切に配置すること。ただし、県職員については運営に関わるものとする。
・関ケ原ふれあいセンター等イベント予定会場の会場使用料は無料とする 。
・イベントの招待者については、県がリストを作成し提供する。
・来場者に対し、会場の場所がわかるよう、案内看板を製作の上、必要箇所に設置すること。
・仮設トイレを6基程度（男3、女3）設置するとともに、必要に応じて目隠しパネルや手洗いを設置すること。
・関ケ原古戦場の景観を損なうことがないよう実施するとともに、会場の設営を行う際に形状の変更が必要となる場合は、関係機関へ届出をして許可を得て行い、養生等を施した上で行うこと。形状が変更した場合は受託者の責任で現状復旧を行うこと。また、周辺地域の住民の許可・承諾を取った上で実施すること。
・来場者用の駐車場を確保の上、イベント会場までの移動手段を確保すること。
・来場者に対するイベント傷害保険に加入すること。
・実施するイベントは、必ず写真や映像で記録撮影し、当該記録映像を使用できるよう調整すること。また、媒体での露出についてもすべからく記録・保管すること。
・本事業で製作した成果物のデータは、PDF形式及び編集可能な形式（Adobe Illustrator等）にて納品すること。

６　業務の実施体制

総括責任者を１名、実務担当者を２名以上配置すること。ただし、総括責任者と実務担当者の兼務は妨げないものとする。また、業務受託期間中は県内に常駐スタッフを配置する等、県と緊密な連絡・運営体制を構築すること。

業務スケジュール作成の他、具体的な業務内容、スタッフ配置図、連絡体制等を記載したマニュアルを作成すること。

７　支払条件等

受託者は、本委託業務の遂行上必要がある場合、県に対して概算払いを請求することができるものとする。

８　業務完了後の提出書類

受託者は、業務完了後ただちに事業実績報告書を２部と併せて電子データ（DVD等）を提出すること。

９　著作権等に関すること

別紙１「著作権等取扱特記事項」によること。なお、第１に規定する「印刷製本物」には、５（５）に規定するPRチラシ、ポスターのほか、５（６）に規定する記録写真や映像を含むものとする。

10　業務の適正な実施に関する事項

（１）関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

（２）業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効果的・効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

（３）個人情報保護の取扱い

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）及び別紙 2「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に必要な措置を講じること。

（４）守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

（５）立入検査等

県は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行うことができる。

（６）その他

来場者の安全を第一に運営を行うこと。

11　業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との委託契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

（１）受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の取消しができる。そのために、県に損害が生じた場合は、受託者が賠償するものとする。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、業務の引継ぎを行うものとする。

（２）その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。

なお、契約の解除等により次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を延滞なく提供すること。

12　「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

（１）妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

（２）不当介入による履行期間の延長

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

13　その他

（１）本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。

（２）本委託業務の実施にあたっては、県や関係自治体と十分に協議した上で行うこと。